

6 名簿登載事項変更届出書等の作成

「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」の作成、記入要領等

免許を受けた宅建業者は、免許申請書に記載した事項について変更（38ページ～41ページの「届出事項」）があった場合、業法第9条により変更が生じた日から**30日以内**に、免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

■ 届出の手順

←-----30日----->

【変更事項発生】⇒（登記）⇒【書類作成】⇒【届出】

- ※ 「変更年月日」とは、登記した日ではなく、**議事録等で定めた変更日**をいう。
- ※ 登記が必要な場合は、先に登記を済ませること。
- ※ 都庁第二本庁舎
3階 不動産課
⑤番窓口(都知事免許)
③番窓口(国土交通大臣免許)

書類をそろえる

- ◆ **法人は38ページ～39ページ、個人は40ページ～41ページ**の「変更届出等書類一覧説明書」の該当する届出事項（変更一覧表上部）にそって、書類をそろえる。
- ◆ 官公庁が発行する証明書類は、申請受付日現在で発行日から**3か月以内**のものを添付する。※代表者、役員等で専任の取引士を兼ねている方は、「身分証明書」「登記されていないことの証明書」「略歴書」はそれぞれ1枚で可
- ◆ **正本1部、副本1部**（届出者の控）の合計**2部**を作成し、持参する。
※ 副本については、証明書類・押印等を含めコピーで可
- ◆ 書類は38ページ～41ページの表に掲載されている順に従って正本、副本を別々にそろえ、左側に2つ穴を開け、ひもでとじること。

記入方法

- ◆ 「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」（第一面）の届出者の欄は**必ず記入、押印**する。
- ◆ 項番 **11** から **41** までについては、**変更があった項番のみ記入**する。
- ◆ 取引士の登録をしている方は、登録番号欄に登録番号を記入する。
- ◆ 「変更届出等書類一覧説明書」（38ページ～41ページ参照）の右端に、各書類の記載例説明等のページが記載されているので、参照のこと。

留意事項

- ◆ **専任の取引士を変更する場合**
取引士本人の勤務先等の変更を伴う場合は、「**取引士資格登録簿変更登録申請書**」（様式第七号）により、あらかじめ手続を行っておくこと。現在の勤務先が登録されていない場合は受け付けできないので注意すること。勤務先以外にも氏名・住所・本籍に変更事項がある場合は変更登録申請してください（7ページ参照）。
他の道府県で手続をした方は変更登録申請が受理されたことを確認できる控え又は写しを御持参ください。
※ 既に届出している、専任の取引士の「姓」が変わった場合も同様
- ◆ **従たる事務所（支店、営業所等）を設置した場合**
営業保証金の追加供託（保証協会に加入している方は弁済業務分担金の納付）をする前に必ず**事前審査**を受けること（53ページ参照）。
※ 国土交通大臣免許については、関東地方整備局へお問い合わせください（63ページ参照）。
- ◆ **役員を変更する場合**（履歴事項全部証明書）
履歴事項全部証明書（現在事項全部証明書では受け付けできません。）で変更した役員の就退任日が確認できない場合は、閉鎖事項全部証明書が必要